

スチュワードシップ活動のご報告と自己評価(2018年)

当社は、資産運用会社として受託者責任を遂行すべく、運用方針に基づきそれぞれの運用目標を最大限達成するように努めております。

日本版スチュワードシップ・コードについて、当社は2014年5月30日に受け入れを表明し、「日興アセットマネジメントのスチュワードシップ方針」を公表いたしました。

日本版スチュワードシップ・コードは、機関投資家が、投資先企業やその事業環境等に関する深い理解に基づく建設的なエンゲージメントを通じて、投資先企業の企業価値の向上や持続的成長を促すことにより、顧客・受益者の中長期的な投資リターンの拡大を図る責任(スチュワードシップ責任)を果たすための諸原則です。

2017年5月29日に日本版スチュワードシップ・コードが改訂されたことに伴い、同年11月に「日興アセットマネジメントのスチュワードシップ方針」をリニューアル致しました。リニューアルされた本方針は、改訂により新たに盛り込まれた利益相反管理、パッシブ運用におけるエンゲージメント(目的を持った対話)、議決権行使結果の公表の充実などの主要項目を網羅し、当初の本方針の内容と併せて、日本版スチュワードシップ・コードの原則1^(注)を満たすものであると自らを評価しております。

当社は、2014年の日本版スチュワードシップ・コード受け入れ表明以来、投資先企業及び投資候補先企業の企業価値を高めるべく、エンゲージメントや議決権行使を通して、積極的にスチュワードシップ責任の遂行に取り組んでまいりました。

2018年3月には、そのようなスチュワードシップ活動の取組み状況などに関して自己評価を実施し、スチュワードシップ・コードの各原則に沿って対応状況を公表しました。そして今回は、改めて当社のスチュワードシップ活動を振り返ると共に、過去一年間に行った組織・体制の強化なども踏まえて当社の取組み状況についてご報告いたします。

【スチュワードシップ活動における監理・監督体制】

当社では、社内委員会である「スチュワードシップ&議決権行使委員会(以下、行使委員会)」が、スチュワードシップ方針の策定や、議決権等行使指図ガイドラインの改廃を含む、スチュワードシップ活動を実行するために必要な種々の取り決めを行っております。国内株式の議決権行使については、日興アセットマネジメントグループ全社共通の議決権等行使判断の方針である「日興アセットマネジメントグループ議決権等行使ポリシー」に沿って、行使委員会が、具体的な判断基準を定めた「議決権等行使指図ガイドライン」や、その細則に当たる「議

(注): 日本版スチュワードシップ・コード

原則1「機関投資家は、スチュワードシップ責任を果たすための明確な方針を策定し、これを公表すべきである。」

決権等行使指図ガイドライン「日本株実務基準」に則った議決権行使を実施しています。投資先企業の持続的成長による中長期的な企業価値の向上が、顧客・受益者からお預かりした資産の拡大につながるとの考え方から、それを促す議案には賛成票を、それを阻害する議案には反対票を投じています。

また、行使委員会を中核とする当社のスチュワードシップ活動の透明性向上とガバナンス強化を図るため、社外委員が過半数を占める「スチュワードシップ & 議決権政策監督委員会（以下、監督委員会）」を2016年6月に、国内の運用会社で初めて設置いたしました。監督委員会は、日本版スチュワードシップ・コードが推奨するガバナンス体制の一つである第三者委員会に該当します。2019年3月現在、4名の独立社外委員を含む全7名の委員により構成され、高い独立性を有する組織となっています。監督権限を持つ独立した機関として、当社の投資先企業へのエンゲージメントや議決権行使が、当社のフィデューシャリー・ESG原則に沿って、真に投資家の利益に即してなされているかを監視・監督しています。また、監督委員会の活動内容は、取締役会への報告が義務付けられており当社のガバナンス体制に組み込まれています。監督委員会の活発な議論を経て得られた監督事項や助言事項は、当社のスチュワードシップ活動の改善・向上に大きく貢献しています。

2018年度開催の監督委員会における主要議題

開催日	議題
2018/4/23	< 第8回 > 1. 「議決権等行使指図ガイドライン」等の改定について 2. 利益相反懸念先の議決権行使報告 3. エンゲージメント活動報告 4. 議決権行使活動の報告
2018/6/12	< 臨時開催 > 1. 利益相反管理先の議決権行使内容について
2018/7/23	< 第9回 > 1. 本委員会委員の交代について 2. 日本株議決権行使状況の報告およびスチュワードシップの報告 3. 外国株式議決権行使状況の報告
2018/10/22	< 第10回 > 1. 日興アセットマネジメントグループ議決権等行使ポリシーの制定について 2. 日本株ファンドにおける貸株の統制強化について 3. クラスタ爆弾等製造会社への投資禁止について 4. 日本株議決権行使状況の報告およびスチュワードシップの報告

開催日	議題
2019/1/31	<p>< 第 11 回 ></p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 「スチュワードシップ活動のご報告と自己評価(2018年)」の作成・公表について 2. 「議決権等行使指図ガイドライン日本株実務基準」の改定について 3. 利益相反懸念先の議決権行使報告 4. 議決権行使活動の報告 5. エンゲージメント活動報告

【利益相反管理について】

議決権行使における利益相反管理の運用

利益相反が生じる可能性がある行使先として以下の対象を想定し、議決権行使における利益相反の発生を回避し、客観的な判断ができるよう、議決権等行使指図ガイドライン第 3 条第 4 項に基づき、以下の通り適切な行使判断が維持される管理体制を構築しています。

- ① 親会社：親会社については、外部の第三者の見解も参考に行使判断を行っています。また、その行使判断については、「スチュワードシップ & 議決権政策監督委員会」にて審議することで中立性、透明性を確保しています。
- ② 販売会社：当社商品を販売する上場金融機関等については、資本関係の有無に関わりなく、利益相反が生じる可能性があります。当社では、販売会社の議決権行使を判断する際には、外部の第三者の見解も参考にすると共に、その行使内容が、顧客・受益者の利益を最優先し、スチュワードシップ責任を満たしているか、各議案すべてを「スチュワードシップ & 議決権政策監督委員会」に報告し、中立かつ公平な立場からの助言・監督を受けることとしています。
- ③ 顧客取引先：上場する顧客や取引先の議決権を行使する際にも、利益相反の発生を否定できません。当社では、顧客や取引先の議決権行使判断についても、外部の第三者の見解も参考にすると共に、各議案すべてを「スチュワードシップ & 議決権政策監督委員会」に報告し、中立かつ公平な立場からの助言・監督を受けています。

利益相反管理は、これを徹底して行うことにより投資先企業からの信頼を維持し、ひいては当社のスチュワードシップ活動を円滑化できるものと考えております。当社は、このような利益相反管理の方針に従って議決権行使を日々行っており、日本版スチュワードシップ・コードの原則2^(注)にある水準を満たし投資先企業や顧客の利益を第一として行動しているものと、自らを評価しています。

【エンゲージメント活動などについて】

当社のエンゲージメント「目的を持った対話」

当社のポートフォリオ・マネージャー、リサーチ・アナリスト及びガバナンス・スペシャリストは、公開情報をもとに投資先企業の経営陣、IR 担当者等と幅広いエンゲージメントを行ない、投資先企業との企業価値向上に向けた全般的な課題の共有を図っています。

エンゲージメントにおいては、投資先企業と、企業業績や財務戦略は勿論のこと、開示された非財務情報を元に経営方針や事業戦略、株主還元策、ESG 課題などについて、長期的な視点に立って企業の成長フェーズに合わせた意見交換を行っています。対話の相手は、経営トップ層のほか、財務担当者、経営企画、事業責任者など、広範に及びます。また、エンゲージメントの効果を高めるために、特に情報提供に消極的な企業に対して経営トップ層とのミーティングの提案を行っております。これらの活動の結果は、ポートフォリオ・マネージャー、リサーチ・アナリスト、ガバナンス・スペシャリスト間で適切に共有され、企業価値の評価及び投資判断に役立てています。

なお、当社はスチュワードシップ活動を通じて未公表の重要事実を受領することがないよう、十分に配慮しています。エンゲージメントや投資先企業の状況の把握の際に未公表の重要事実を受領しないように継続的な教育・訓練を徹底しており、万が一、取得してしまった場合には、社内規程に基づき、当該企業の株式の取引に対して売買制限を設ける等の対策を速やかに実施します。

上記の方針のもと、投資先企業の状況の的確な把握と認識の共有、中長期の企業価値創造を目指して、投資先企業との対話を深めるべく努めてきました。2018 年度では、1,459 社を対象に、3,939 件のエンゲージメントを行いました。

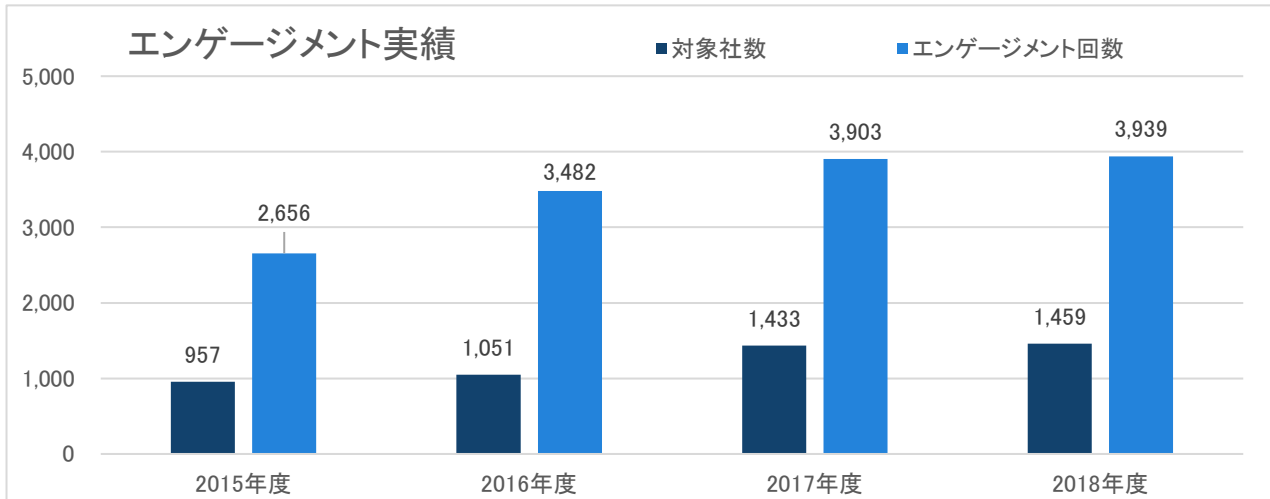
また、2017 年 3 月に株式運用部内にアクティブオーナーシップグループを新設し、現在はアナリスト 3 名が、パッシブ運用におけるエンゲージメントに携わっております。これは、日本版スチュワードシップ・コードの原則4^(注)にも沿う動きとなっています。対象企業に対して業績、資産効率、株主還元姿勢などに基づいた優先順位を付与し、エンゲージメントを実施しています。同グループの設立により、当社のエンゲージメント対象は従来の約 950 社(アクティ

(注)：日本版スチュワードシップ・コード

原則2「機関投資家は、スチュワードシップ責任を果たす上で管理すべき利益相反について、明確な方針を策定し、これを公表すべきである。」

原則4「機関投資家は、投資先企業との建設的な「目的を持った対話」を通じて、投資先企業と認識の共有を図るとともに、問題の改善に努めるべきである。」

ブ運用の投資ユニバース)から、約 2,200 社(パッシブ運用の投資先を調査対象に追加)に拡大しました。



エンゲージメントの具体例

Case1	買収防衛策
時期、企業担当者、手法、内容など	次回の定時株主総会に更新期限を迎える買収防衛策について、反対の意思を示した。また、決算説明会を開催し、経営戦略について株式市場とコミュニケーションを行ってほしいと伝えた。
結果の評価及び投資行動	定時株主総会前に、買収防衛策の廃止が発表された。また、新しく公表された中期経営計画は従来と比べて具体的かつ目標の経営指標も掲げられた。同時に、その説明会も開催されるなど、市場とのコミュニケーションにも改善が見られた。
Case2	中期経営計画(中計)
時期、企業担当者、手法、内容など	提携と共に第三者割当増資を行い、その希薄化などで大幅に株価が下落。同社マネジメントと株式市場のミスマッチが原因であると捉え、複数回のエンゲージメントを実施。当社が考える中計の評価ポイントや、他社の好事例を紹介しつつ、次期中計では提携効果について具体的な開示を要望した。
結果の評価及び投資行動	2018年3月に新中計が発表された。利益・投資計画についてより具体的に数値を伴い、納得感のある内容であった。利益成長とともに株主還元強化の意思が両立する、前向きな新中計だと評価した。
Case3	成長戦略、資本政策
時期、企業担当者、手法、内容など	経営陣と、資本効率・株主還元あり方について、継続的にエンゲージメントを実施。
結果の評価及び投資行動	成長路線へ転換したい経営陣の意思が強まっているように感じられ、政策保有株式を含めた資産活用による非連続的な成長の可能性に期待する。2018/3月期末には自社株買いを発表するなど、資本政策について経営陣の前向きな変化が生じていると捉えている。

<p>Case4</p>	<p>市場とのコミュニケーション</p>
<p>時期、企業担当者、手法、内容など</p>	<p>社長交代以降、投資家との対話姿勢に後退が見られた。事業立上げに関する発表が相次ぐ一方で、将来の利益成長に対する強い意思が示されなかったため、株価は大幅に下落。中長期的な事業ビジョンを投資家と共有しないことに対する問題意識を、会社側に伝えた。</p>
<p>結果の評価及び投資行動</p>	<p>第1四半期の決算説明会では、先行投資の目的と内容、目指す将来像について、一定の納得感を得られる説明がなされた。今後、継続的にモニタリングしていく必要はあるが、一定の改善が確認できた事例と評価している。</p>
<p>Case5</p>	<p>働き方改革等</p>
<p>時期、企業担当者、手法、内容など</p>	<p>当社から、社員のワークライフバランスを改善させることは、優秀な社員のリテイン・採用拡大を通じて生産性向上につながると解説した。また、フェアディスクロージャーの観点から、説明会の議事録公開やライブ配信等の検討余地について問いかけを行った。</p>
<p>結果の評価及び投資行動</p>	<p>同社は、ワークライフバランスの改善について会社の重要課題と意識しており、取組みを進めている。また、情報開示は、これを強化し、対外イメージを向上させていく旨を確認した。具体的には、ESG関連情報のHP開設などを実施している。一方、説明会の在り方については、今後の検討材料とされた。</p>

ガバナンス・リスク企業への対応

反社会的行為・不正、会計不正や環境・社会問題を起こした企業に対する投資家の監視の目が厳しくなるなか、当社ではガバナンス・リスク企業への対応強化について、国内株式のアクティブ運用における「ガバナンス・リスク企業への投資を回避するための投資プロセス」を導入しております。反社会的行為・不正、会計不正や環境・社会問題を起こした企業を速やかに排除することで、中長期的な国内株式アクティブ運用戦略のパフォーマンス向上に資すると考えております。

＜プロセスの目的および効果＞

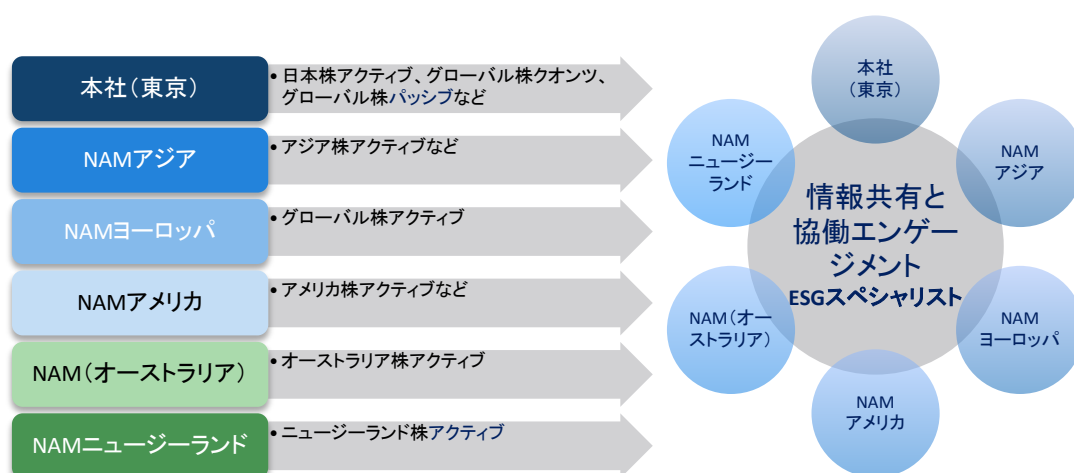
- ✓ 議決権行使の際の判断材料
- ✓ 投資を行う際のアカウンタビリティの確保と運用パフォーマンス改善
- ✓ ガバナンス・リスクが顕在化した後、速やかにエンゲージメントを行うことにより投資先企業のガバナンス改善を促す。

ESGにおける取組み

当社は、企業理念と企業活動の最高位に位置付けるフィデューシャリー原則に次いで、企業理念の実現に欠かすことが出来ない指針として ESG 原則を定めております。2016年11月に「フィデューシャリー・ESG原則に係る行動指針」を定め、「ESGグローバル・ステアリング・コミッティー」を発足しました。同コミッティーは国内外の運用拠点のリーダーを中心とする委

員と多数のオブザーバーがメンバーとなり、四半期毎に ESG 投資の取組みや実践方法、新たなアプローチ方法などを協議・模索すると共に、その確定や実現などを推進しています。また、活動内容を取締役会へ報告する体制となっております。

また、スチュワードシップ活動における当社グループの国内外各運用拠点の連携強化を進める目的から、当社グループで初となる ESG 専門職である ESG スペシャリストを設置しました。2018 年 5 月にシンガポールを拠点とする ESG スペシャリストが、また 2018 年 12 月には、当社（東京）の ESG スペシャリストがそれぞれ活動を開始しました。ESG スペシャリストは、各運用チームの ESG 活動支援、当社グループの ESG に関する方針の策定、ESG 関連の各種イニシアチブへの参加検討やその活動支援、協働エンゲージメントのコーディネート、「ESG グローバル・ステアリング・コミッティー」の運営、などに従事します。



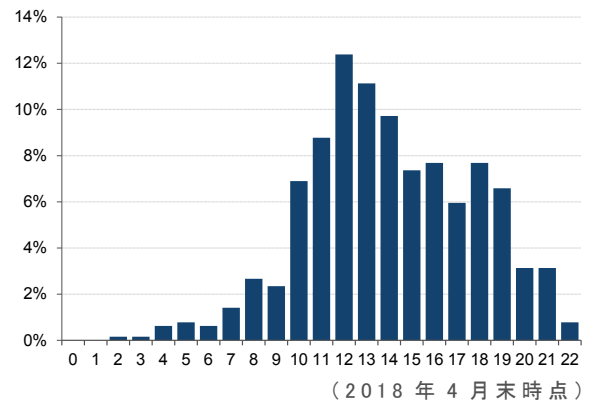
国内外のアクティブ運用チームが実践するエンゲージメントについて、ESG スペシャリストがハブとなり、情報共有とチーム相互の参画を推進します。

共通価値創造：CSV の観点からのスチュワードシップ活動

当社では 2013 年 8 月より、共通価値創造、すなわち CSV（Creating Shared Value：社会の課題の解決と企業の利益の方向性を合わせ、その両立を図ることで、社会と企業の両方に価値を生み出す）という考え方を応用し、社内のリサーチ・アナリストが企業の財務、市場競争力、ESG を包括的に評価する CSV の独自スコアリングを策定し、銘柄選択に活用しております。現在、東京証券取引所に上場している約 600 銘柄を対象としており、中長期的な視点から評価を行っています。これらの CSV 評価対象企業に対しては、リサーチ・アナリストが密にエンゲージメントを実施し、ESG 価値を含めた企業価値の改善に日々勤しんでおり、既に 5 年を超える価値評価、エンゲージメント実績を有しています。



CSV スコア分布状況



CSV 評価の特徴

- ✓ 財務と ESG を含む非財務を組み合わせた「包括的な」企業価値評価
- ✓ エンゲージメントを通じた評価
- ✓ 将来の企業価値向上につながる項目を評価

債券投資における ESG の考慮

発行体の信用力評価にあたっては、債務償還能力等の定量面のリスクと財務分析で捕捉しきれない定性的なリスクの両面を分析しており、ESG の観点から定性的なリスク分析における重要なファクターと位置付けております。債券アナリストは、当社独自の評価項目のうち ESG に関する着眼点を整理・分析することを必須とし、さらに月次でこれらを確認することによりファンドマネージャーとの間で情報共有化を図っております。その際に信用力にネガティブな変化が発生した場合には迅速に投資行動に反映させる体制となっております。

国連責任投資原則 (PRI)

当社が業界内の先駆けとして 2007 年に署名した国連責任投資原則 (PRI) の 2018 年年次評価において、当社は「責任投資へのアプローチ」を始め、主要な項目において、6 段階の最高評価である「A+」を獲得しています。

		2018年	2017年	2016年
責任投資へのアプローチ		A+	A+	A+
上場株式における責任投資への統合状況		A+	A+	A
上場株式における アクティブ・オーナーシップ	エンゲージメント	A+	A+	A
	議決権行使	A+	A+	A+
債券投資 - 国債等		A+	A	B
債券投資 - 社債(金融業)		A+	B	—
債券投資 - 社債(非金融業)		A+	B	B

環境(E)への取組み強化

2018年8月に、グローバルな機関投資家が協働し気候変動に関する課題に対峙するガイドランスである「The Investor Agenda」が掲げる4つの分野、「Investor disclosure(情報開示)」、「Corporate engagement(エンゲージメント)」、「Policy advocacy(政策提言)」、および「Investment(投資)」の取組み支援を表明しました。具体的には、「気候関連財務情報開示タスクフォース(TCFD)」への賛同、「Climate Action 100+」への署名、「Global Investor Statement to Government on Climate Change」への署名などを通じて、気候変動に関する課題への取組みを更に加速します。

これらの施策の導入や実績から、当社は日本版スチュワードシップ・コードの原則3^(注)や原則4に掲げられた投資先企業の業況把握や、それを踏まえたエンゲージメントを通じて、投資先企業の持続的成長や当社顧客の利益の最大化のために、努力を積み重ねているものと自らを評価しております。

【議決権行使について】

日興アセットマネジメントグループ議決権等行使ポリシーの制定

当社と、海外で展開する当社の運用子会社がそれぞれに実施する議決権行使について、当社グループのESGを重視する基本姿勢が、そこに反映されていることを明示し、また、議決権行使判断について、当社グループの運用会社それぞれが共通の方針に沿って実施していることを明確にする目的から、2018年12月に、全社共通の議決権等行使判断の方針であ

(注): 日本版スチュワードシップ・コード

原則3「機関投資家は、投資先企業の持続的成長に向けてスチュワードシップ責任を適切に果たすため、当該企業の状況を的確に把握すべきである。」

る、「日興アセットマネジメントグループ議決権等行使ポリシー」をホームページにて開示しました。

この方針は、議決権行使判断における基本的な考え方を示すと共に、エンゲージメントや利益相反管理方針などについても言及する内容となっています。また、当社を含む各運用拠点は、この方針の下に、必要に応じて行使判断基準の詳細を定めたそれぞれの議決権行使ガイドラインを開示しています。

国内株式議決権行使活動の強化

過去 1 年間では、2018 年 4 月に、コーポレートガバナンス・コードの改訂に先んじる形で、以下のような取組みの強化を実施しました。

- ① 政策保有株式に対する当社のスタンスを明確化し、その対応を国内株式の議決権行使判断を行う際の実務基準に明記しました。
 - ・ 政策保有株式の保有目的や保有による資本効率への影響について説明を求めるなど、状況の確認に努めること。
 - ・ 確認内容等を踏まえた議決権行使判断に努めること、など。

- ② 買収防衛策について、原則反対の意思表示を明確化しました。
 - ・ 議決権等行使指図ガイドラインなどの買収防衛策等に対応する条文を改定し、買収防衛策に原則反対の意思表示を明確化しました。

個別議案の議決権行使判断例

議案提案者	議案分類	内容	賛否	結果	賛否の理由
会社	買収防衛策	買収防衛策の更新	反対	可決	議案の上程に際して事前にエンゲージメントも実施したが、株主価値向上の観点から必要性について納得できないため、反対。
会社	剰余金の処分	利益処分案の承認	反対	可決	利益成長に伴いキャッシュが積みあがる一方、前期実績ベースの配当性向は5%台と低株主還元の状態が継続。会社とのエンゲージメントを実施したが、変化が期待しづらいと考え、剰余金処分議案に反対。

議案提案者	議案分類	内容	賛否	結果	賛否の理由
株主	剰余金の処分	剰余金処分	賛成	否決	増配提案。ネットキャッシュはプラスの状況、低配当性向であり、株主価値向上に資する株主提案と判断した。
会社	取締役の選任	取締役の選任 (社外取締役を含む)	賛成	可決	前期業績は、大幅な減損損失計上等が原因で赤字に転落するなど、当社の反対行使基準に抵触。経営陣とのエンゲージメントの結果、減損処理は中長期的な企業価値回復への正しい経営アクションだったと判断し、賛成。
会社	取締役の選任	取締役会の員数増など	賛成	可決	取締役会の員数増と社内取締役の大幅増員を求める議案。一概には肯定的に捉え難い内容だが、同社とのエンゲージメントを通じて、提案の背景と目的について議論し、納得できたため賛成。

議決権行使結果の個別開示

日本版スチュワードシップ・コードの原則5^(注)などを受けて、当社ホームページ上にて国内株式の投資先企業における議決権行使結果の個別開示を実施しています。四半期毎に行使結果を取りまとめ、その全件を開示するものです。個別開示を継続することが、当社スチュワードシップ活動の透明性を高め、議決権行使を巡る利益相反の排除にも資するものと確信しています。

(開示資料イメージ)

議決権行使結果の個別開示(yy年mm月-MM月行使分)

● 弊社が議決権行使を行った全議案を開示。

● 弊社の議決権等行使指図ガイドラインに基づく行使判断は、「弊社賛否」に記載。顧客指定のガイドラインに基づく行使の結果が、弊社の賛否と異なる場合は、「備考」に*を表示。

企業コード	企業名	総会種類	総会日	親議案番号	子議案番号	議案分類	提案者	弊社賛否	備考
xxxx	A社	定時総会	yyyymmdd	1		剰余金の処分	会社提案	賛成	
xxxx	A社	定時総会	yyyymmdd	2		定款に関する議案	会社提案	賛成	
xxxx	A社	定時総会	yyyymmdd	3	1	取締役の選解任	会社提案	賛成	

議決権行使は、スチュワードシップ活動の主要な部分を占める項目の一つであり、当社は対象企業と少数株主双方の利益となるよう細心の注意を払ってこれに臨んでおります。当社の議決権等行使指図ガイドラインと、その細則に当たる実務基準に従いつつ、エンゲージメ

(注)：日本版スチュワードシップ・コード

原則5「機関投資家は、議決権の行使と行使結果の公表について明確な方針を持つとともに、議決権行使の方針については、単に形式的な判断基準にとどまるのではなく、投資先企業の持続的成長に資するものとなるよう工夫すべきである。」

ントの結果も加味した総合的な判断を行っています。また、前述の監督委員会が、独立した立場から議決権行使判断の適切性などについて監督・助言を行っております。

このような議決権行使の体制や行使状況などから、当社は日本版スチュワードシップ・コードの原則5に掲げられた「方針を持った議決権行使」、「投資先企業の持続的成長に資する議決権行使」を実践する工夫や努力を積み重ねているものと自らを評価しております。

【当社のコーポレートガバナンスについて】

私たちは、資産運用会社として投資先の企業の ESG への取組みやガバナンス向上を要求する以上は、自らも ESG の取組みやグローバル水準のガバナンスを常に追求し続けていきたいと考えています。

取締役会の独立性推進

当社は、2018年5月に、一般社団法人日本投資顧問業協会の元会長である岩間陽一郎氏を社外取締役・取締役会議長に選任し、また、2018年7月には、同志社大学客員教授である山内麻里氏を社外取締役として選任しました。これにより、当社の取締役会は、常勤取締役3名、非常勤取締役7名の、計10名で構成され、そのうち半数の5名は、社外取締役が占め、独立社外取締役が議事を進行する体制となりました。当社は真に独立した社外取締役を擁することにより、資産運用会社としての経営・運営の独立性と透明性の高い体制の実現を推進しています。

コーポレート・サステナビリティ部の新設

2018年9月に、自社の経営および投資へのアプローチの両面において ESG へのコミットメントを高めるべく、コーポレート・サステナビリティ部を新設しました。コーポレート・サステナビリティ部は、ESG へのコミットメントおよびその実施を推進します。注力する具体的な分野には、当社の多様性を尊重したダイバーシティおよびインクルージョンの推進、各拠点におけるコーポレートガバナンス・コードの順守状況のモニタリング、環境への影響の最小化などが含まれます。

当社は、お客様からお預かりした資産の運用に携わる者として、かねてより資産運用業務に精通した経営陣を中心とした業務運営体制こそが会社としての基盤を盤石にするとの強い考えの下、経営層の人材確保に努めて参りました。また、当社経営陣は、コーポレート・サステナビリティ部の主導による諸活動を通じて、長期的なサステナビリティ(持続可能性)を意識した企業運営を目指し、当社のステークホルダーであるお客様、社員、株主など、当社のビジネスに関係するすべての方々の利益に資するよう努めております。このような、当社のコーポ

レートガバナンスの取組みや、ここまで説明致しました資産運用会社としてのステュワードシップ活動の強化は、当社が、日本版ステュワードシップ・コードの原則7^(注)にある「実力の具備」に適うよう、努力を継続していることの表れです。

また、日本版ステュワードシップ・コードの原則6^(注)が掲げる顧客・受益者に対する報告については、当社ウェブサイトを用いた議決権行使に関する方針・結果等の詳細な開示や、ステュワードシップ活動報告の掲載などにより、その求める水準を達成する努力を継続しております。

当社は、今後も引き続き、日本版ステュワードシップ・コードの原則6ならびに原則7の要請に充分に応えられるよう努めて参ります。

【これまでの総括と今後の取組みについて】

各原則に対応した自己評価

日本版ステュワードシップ・コードの各原則	当社対応の自己評価
原則1 「機関投資家は、ステュワードシップ責任を果たすための明確な方針を策定し、これを公表すべきである。」	当社ステュワードシップ方針は、改訂コードに盛り込まれた利益相反管理、パッシブ運用におけるエンゲージメント、議決権行使結果の公表の充実などの主要項目を網羅し、原則1を満たしていると評価。
原則2 「機関投資家は、ステュワードシップ責任を果たす上で管理すべき利益相反について、明確な方針を策定し、これを公表すべきである。」	議決権の利益相反が生じる可能性がある行使先として親会社、販売会社、顧客取引先を想定し、それぞれの対応方針を設定。原則2が求める水準を満たし投資先企業や顧客の利益を第一として行動していると評価。
原則3 「機関投資家は、投資先企業の持続的成長に向けてステュワードシップ責任を適切に果たすため、当該企業の状況を的確に把握すべきである。」	専門部署を新設しエンゲージメントを強化、パッシブ運用の投資先を含む約2200社を対象としてエンゲージメントを行っている。また、ESG専門職であるESGスペシャリスト2名を新規に採用しESGへの対応をグローバルに強化。これらの施策の導入や実績から、原則3や原則4に対応し、投資先企業の持続的成長や顧客の利益の最大化のために、努力を積み重ねているものと評価。
原則4 「機関投資家は、投資先企業との建設的な「目的を持った対話」を通じて、投資先企業と認識の共有を図るとともに、問題の改善に努めるべきである。」	
原則5 「機関投資家は、議決権の行使と行使結果の公表について明確な方針を持つとともに、議決権行使の方針については、単に形式的な判断基準にとどまるのではなく、投資先企業の持続的成長に資するものとなるよう工夫すべきである。」	当社ホームページ上にて国内株式の投資先企業における議決権行使結果の個別開示を実施。議決権行使は、当社自身が明文化されたルールに従い、エンゲージメントの結果を加味し総合的に判断。監督委員会が、独立した立場から議決権行使判断の適切性などについて監督・助言を実施。このような議決権行使の体制や行使状況などから、当社は原則5を実践する工夫や努力を積み重ねているものと評価。

(注)：日本版ステュワードシップ・コード

原則6「機関投資家は、議決権の行使も含め、ステュワードシップ責任をどのように果たしているのかについて、原則として、顧客・受益者に対して定期的に報告を行うべきである。」

原則7「機関投資家は、投資先企業の持続的成長に資するよう、投資先企業やその事業環境等に関する深い理解に基づき、当該企業との対話やステュワードシップ活動に伴う判断を適切に行うための実力を備えるべきである。」

日本版ステュワードシップ・コードの各原則	当社対応の自己評価
<p>原則6 「機関投資家は、議決権の行使も含め、ステュワードシップ責任をどのように果たしているのかについて、原則として、顧客・受益者に対して定期的に報告を行うべきである。」</p> <p>原則7 「機関投資家は、投資先企業の持続的成長に資するよう、投資先企業やその事業環境等に関する深い理解に基づき、当該企業との対話やステュワードシップ活動に伴う判断を適切に行うための実力を備えるべきである。」</p>	<p>当社自身が取締役会の独立性を高めること、国際的なESG イニシアチブに積極的に取り組むこと、また専担者を設置してESG へのコミットメントおよびその実施を推進することは、当社が投資先企業と建設的な対話を重ねる上で、目的達成への貢献が期待される。引き続き社外取締役の方を含む企業経営層とのエンゲージメントの機会を重視し、エンゲージメントに消極的な企業に対しても対話を働きかける。また、顧客や受益者の皆様に、ステュワードシップ活動に関する開示を通じて、活動報告の充実に努める。今後もステュワードシップ活動に真摯に取り組み、原則6ならびに原則7の求める水準を達成する努力を継続。</p>

今後の課題について

国内上場企業による社外取締役の複数選任をはじめとしたガバナンスの整備を、今後はいかに企業価値向上などにつなげていくかという、ガバナンスの実効性に重きを置いた議論をより深める努力を継続しています。また、ステュワードシップ活動を進めていくにあたり、社外取締役を含む企業の経営層とのエンゲージメントの機会を重要視していますが、いまだに株式市場との対話に消極的な企業も少なくなく、そのような投資先企業に対して対話の働きかけを続けて参ります。

議決権行使結果の個別開示については、これを単なる賛否表明にとどめず、投資先企業との事前・事後ミーティングでのエンゲージメントを通して、議決権行使と並行して企業価値を向上させる取組みとすべく重要視しています。

これらの取組みを推進していくための、人材を始めとするリソースの確保もまた、課題の一つと認識しています。既に報告致しました通り、エンゲージメント等の強化を目的に、ESG スペシャリストの設置やアナリストの強化など、経営判断としてこの分野の強化を進めてきたところですが、引き続き、必要に応じた人員増や部署の新設など、ステュワードシップ活動のための組織構築・人材育成は、確実に推進してまいります。一方で、当社のステュワードシップ活動が、量的拡大への依存に陥ることなく、効率的かつコスト面も意識した取組みとなるように努めることも重要であると認識しています。

顧客や受益者の皆様には、本報告のような当社のステュワードシップ活動に関する開示を通じて活動報告の充実に努めてまいります。

【スチュワードシップ & 議決権政策監督委員会より】

本委員会では、日興アセットマネジメントにおけるスチュワードシップ活動に関する様々な議題について審議を行ってまいりました。審議においては、各委員が持つ幅広い知識や経験に基づいた多様な視点からの議論を展開しており、スチュワードシップ精神の具現に最大限の貢献を果たすべく務めております。

今回の「スチュワードシップ活動のご報告と自己評価(2018年)」公表についても、その公表内容の妥当性に関して審議を行いました。公表文の適宜の箇所にある日本版スチュワードシップ・コードの原則1から原則7の順守状況について、それぞれの説明や記載内容が実態に即していることを確認いたしました。

本委員会は、今後の日本版スチュワードシップ・コードの改訂、法令諸規則あるいはルールやガイドラインの変更や更新、また社内体制の更新などに際しても、日興アセットマネジメントのスチュワードシップ活動がお客様のために適切に運営されていることを監視・監督してまいります。

2019年4月12日

日興アセットマネジメント株式会社
〒107-6242 東京都港区赤坂九丁目7番1号 ミッドタウン・タワー
www.nikkoam.com